

保存種別 第1種

各管区警察局公(保)安部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁運発第74号  
警察庁丁交企発第129号  
平成10年8月6日  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通企画課長

公益法人が行う自動車教習所業に関する基本的考え方と今後の方針について

公益法人に対する指導監督等については、「警察関係地方公益法人に対する指導監督について」(昭和60年10月28日付け警察庁丁企発第132号)、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について」(平成8年12月20日付け警察庁丙総発第73号)等をもって示達されているところであるが、これらに加え、公益法人が行う自動車教習所業に関する基本的考え方と今後の方針については、下記のとおりであるので、十分留意の上、自動車教習所業を行う公益法人の指導監督事務を適切に行うこととされたい。

#### 記

##### 1 基本的考え方

(1) 自動車教習所は、「運転免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設」であり(道路交通法(以下「法」という。)第98条第1項)、これから運転免許を取得しようとする者に対して、交通の安全の確保のために、体系的な運転者教育を実施している。

特に、指定自動車教習所は、自動車教習所として都道府県公安委員会に届出をしたもののうち、職員、設備等に関する基準に適合するものとして都道府県公安委員会から指定を受けたものであり(法第99条第1項)、指定自動車教習所が行う教習を終了し、技能検定に合格して卒業証明書を受けた者に対しては、運転免許試験のうち技能試験が免除される(法第97条の2第1項第1号)こととされている。このため、指定自動車教習所において選任しなければならないこととされている技能検定員については、刑法その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされている(法第99条の2第3項)ほか、指定自動車教習所における教習、技能検定等の適正な実施を確保するための措置に関する規定が法定されている(法第99条の6ないし第100条)

ところである。

- (2) 実態としても、新規運転免許取得者のうち95パーセント以上の者が自動車教習所の卒業生であり、自動車教習所は、初心運転者教育の中心的役割を果たしているほか、地域住民のニーズに応じ、いわゆるベーパードライバー、高齢運転者等の運転免許保有者に対する交通安全講習会を始め、地域住民に対する各種の交通安全教育を行っており、地域おける交通安全教育機関としての役割も果たしているところである。
- (3) このように、自動車教習所業は、交通の安全の確保という公益の達成に寄与する側面を有している事業である。このことは、指定自動車教習所の中に公立のものが存在し、あるいは、公有地を使用して事業を行っている自動車教習所が存在していることからもうかがうことができる。
- (4) しかしながら、現に株式会社等の営利企業形態によって自動車教習所業が広く行われている現状にかんがみると、公益法人が行う自動車教習所業が、営利企業が行う自動車教習所業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合も少なくないと考えられる。その結果、公益法人が行う自動車教習所業は、公益の達成に寄与する事業であるという性質自体は失われていないものの、営利企業による自動車教習所業が著しく普及した今日においては、特段の事情がない限り、公益法人の事業として行う妥当性が乏しい事業と認められる。

## 2 今後の方針

以上のような基本的な考え方に立ち、今後、自動車教習所業を行う公益法人の指導監督に当たっては、以下のとおり指導されたい。

- (1) 自動車教習所業を行っている公益法人であって、当該事業が営利企業による事業と競合し、又は競合し得る状況にあるものに対しては、次の3点を指導する。

### ア 地域の交通安全教育機関としての事業の優先的実施

過疎地、へき地等において高齢者講習を始めとした違反者講習、停止処分者講習等の都道府県公安委員会からの受託講習事業を行うなど、自動車教習所業に係る人的及び物的資源を活用して、地域の交通安全教育機関としての公益事業を積極的に、かつ、自動車教習所業に優先して実施すること。

### イ 社会的弱者の利便を指向した事業の運営

身体障害者等の社会的弱者を教習生として積極的に受け入れるとともに、そのための教習を適正に行うために必要な指導員の養成及び設備の改善を行うなど、社会的弱

者の利便を指向した自動車教習所業の運営を行うこと。

ウ 営利企業による事業への配慮

教習生の募集の方法等の自動車教習所業の運営の方法について、競合し、又は競合し得る状況となっている営利企業による自動車教習所業に対し、これを圧迫しないよう必要な配慮を行うこと。

(2) 上記(1)の措置が講じられず、かつ、これを講ずる具体的な見通しが立たない公益法人に対しては、自動車教習所業の営利法人等への転換等を指導していくこととする。

3 その他

本件に関する照会は、運転免許課教習所係(831-4033)又は交通企画課企画係(831-3836)にされたい。